

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則  
を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第113号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正  
する規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を次のように改  
正する。

第1条を次のように改める。

(組織)

第1条 身体障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）に次の  
課及び科を置く。

管理課

相談課

診療科

看護科

訓練科

第2条第1項を次のように改める。

センターに次の職員を置く。

所長

課長 2人

部長 3人

看護師長

その他の職員 若干人

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第5条管理課の項中「管 理 課」を「管理課」に改め、同条相談課の項中「相 談 課」を「相談課」に改め、同条診療科の項中「診 療 科」を「診療科」に改め、同条看護科の項中「看 護 科」を「看護科」に改め、同条訓練科の項中「訓 練 科」を「訓練科」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)